

## 回 答 票

令和6年6月25日

公 告 日	令和6年6月14日
件 名	統合型校務支援システム整備業務
質 問 事 項	
<p>【別紙様式第5号】専任技術者証明書について、「統合型校務支援システム整備事業に係る企画提案について、次のとおり同種のシステムの構築・運用経験のある技術者を専任で従事させることができることを証明します。」と記載がございます。</p> <p>本件の履行に伴い、担う役割によってはフルコミットが困難な場合があると考えます。</p> <p>また、他業務で同類の業務を複数人で実施している場合、専任とするよりも他業務でのナレッジの共有や事例の共有などにより、貴県へよりメリットが享受できるご提案が可能と考えます。上記以外にも、担当者への負担増や退職等のリスクヘッジとして、体制の冗長化など、複数人のチームで役割を担うことで案件を円滑に進められることも可能であると考えます。</p> <p>前提条件として、本件の履行に十分な工数がかかることが出来、かつ以下に該当する場合は専任でなくてもよろしいでしょうか。</p> <p>①担当業務の工数がフルコミットに満たない場合 ②役割・業務を複数人で担う場合</p>	
回 答	
<p>別紙様式5号 専任技術者証明書には専任の技術者を1名以上、記載してください。 加えて、専任ではない技術者はそのことがわかるように記載し、本業務を滞りなく遂行可能な技術者を従事させることができることを示してください。</p>	